

## 教育研究所運営に関する懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 教育研究所の運営に関し、多様な意見を求めることにより、調査研究及び教職員研修の質的向上を図るため、教育研究所運営に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会の構成員は、12人以内とする。

2 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市立学校の小学校校長会及び中学校校長会を代表する者

(2) 市立の高等学校校長

(3) 各教科研究会及び教科外研究会を代表する者

(4) 教育委員会事務局の職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

3 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

2 懇話会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、教育研究所において行う。

### (その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会の同意を得て座長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### (関係要綱の廃止)

2 教育研究所運営委員会設置要綱（平成7年4月1日制定）は、廃止する。